工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

登録更新年月日	登録認証機関の名称及び所在地	認証を行う事務所の名称及び所在地	登録の区分	認証を行う区域
平成22年４月11日	財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目４番１０号	一　財団法人日本ガス機器検査協会本部 東京都港区赤坂一丁目４番１０号 二　財団法人日本ガス機器検査協会東京検査所 東京都板橋区小豆沢四丁目１番１０号 三　財団法人日本ガス機器検査協会名古屋検査所 愛知県小牧市間々原新田字下芳池３２８ 四　財団法人日本ガス機器検査協会大阪検査所 大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目２２番６２号	Ｓ（日用品）	日本、大韓民国、ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、フランス共和国、台湾、インドネシア共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びマレーシア

○国土交通省告示第六百三十三号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月七日

国土交通大臣　前原　誠司

本則の表利率の欄中「一・五パーセント」を「一・四パーセント」に改める。

附則第三項の表中「一・八パーセント」を「一・七パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十二年五月十九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第六百三十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年六月七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　長野県尾野山地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十五号と一号を名賀沢川右岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県上田市生田

字池下　二一〇番二　一号
二四三番　二号
一二六番　三号
一一九番　四号
三〇二番二　五号
三二〇番　六号
字御堂窪　四〇三番一　七号
字城平　四二二番イの二　八号
字山根　四七五番二　九号
字日影赤畑　四九九番　十号
字宮地　五五三番一　十一号
字中尾　五九九番一　十二号
字大山　一二〇五番一　十三号
字下道通　二〇九二番一　十四号
一八八〇番一　十五号

○国土交通省告示第六百三十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十二年六月七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　長野県社宮寺地すべり防止区域

㈠　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱八号と一号を昭和三十八年建設省告示第二千八百三十五号で指定した長野県社宮寺地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県松本市五常

字社宮神　七七三五番三　一号
字宮下　七七〇二番一　二号
字日影宮下　七五九八番七　三号
字日影　七六〇五番一　四号
字庄ノ峯　一〇〇四二番一　五号
一〇〇六二番　七号
一〇〇四八番　八号
字宮上　七六三一番ロ　六号

㈡　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

長野県松本市五常

字路口　七七二六番　一号
七七二九番一　二号
七七三〇番　三号
七七六三番　四号
八〇二一番イ及び八〇二一番ロ　五号
八〇二二番一　六号
八〇三四番一及び八〇三四番二　七号
八〇三五番一及び八〇三五番二　八号
一〇二四三番イ　九号
一〇二四四番　十号
一〇二四九番　十一号
一〇二三七番及び一〇二三八番　十二号
一〇二四二番イ　十三号
一〇二九七番イ及び一〇二九七番ロ　十四号

○国土交通省告示第六百三十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年六月七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　新潟県夏渡戸地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県東蒲原郡阿賀町日出谷

字若林　甲八五一九番二　一号
甲八五二七番　二号
甲八五三二番　三号及び四号
字水頭　甲八五五五番　五号
字大形　甲八五七二番　六号及び七号
字引入沢　甲八五四七番　八号
字横道　甲七〇九八番　九号
甲七一二五番一　十号
字裏通　甲七〇六五番二　十一号
甲七〇六〇番三　十二号
甲七〇四六番一　十三号

○国土交通省告示第六百三十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十二年六月七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　新潟県新山地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を昭和三十四年農林省告示第九百八十号で指定した新潟県東中野俣地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線及び昭和三十七年建設省告示第三百九十三号で指定した新潟県新山地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

新潟県長岡市

西中野俣

字天野　五三三〇番　一号
五三三三番一　二号
五三四〇番一　三号
五三四一番　四号
五三四三番一四　五号
五三四三番一　六号